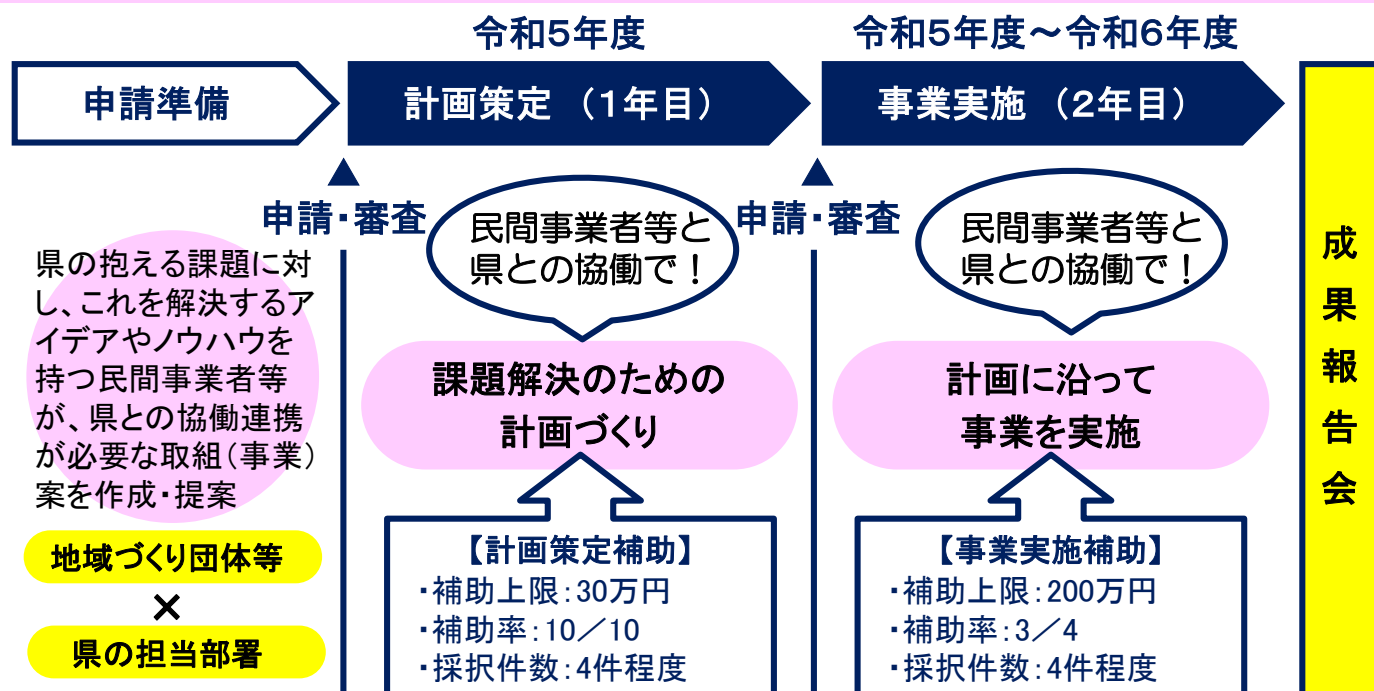


※本事業の実施は
令和5年2月定例会
における予算の成立
を条件とします。

令和5年度 鳥取県公民連携推進事業補助金

多様化する地域課題を解決するため、民間事業者等と県との連携により取り組む事業に対し、事業計画の立案から実施の各段階において、必要な支援を行うことで、協働連携のモデル創出をめざします。



1 補助対象事業

地域課題を解決するため、民間事業者等と県が連携して行うことが有効な事業

【県課題提示型】…県が提示する課題（テーマ）の解決に資する提案について募集する
(令和5年度の募集テーマは現在調整中)

【民間提案型】あらゆる政策分野に関し民間事業者等が提案する事業について募集する

2 補助対象者

地域課題解決のための計画策定及び事業実施を県と連携して行うことが可能な組織
(企業、地域づくり団体、NPO法人、地縁団体等の民間事業者)

3 計画策定補助募集期間

令和5年4月上旬から5月31日（水）まで

※募集開始日については、決定次第ホームページ等にて御案内します。

※募集期間中に事業の概要説明及び申請予定内容に関する県庁担当部局との相談の場を設けます。

4 その他

(1) 採択団体には、協働に関する研修を受講していただきます。

(2) 事業実施補助の採択団体には、事業終了後にアンケートや聞き取り、成果報告会における報告に御協力いただきます。

【お問い合わせ先】 鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課
住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎1階)
電話: 0857-26-7761 / ファクシミリ 0857-26-8112
電子メール kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/2279472.htm>



ギフ鳥

— GifTori —

ふるさと納税による地域づくり団体応援制度

「ギフ鳥」は、ふるさと納税の仕組みを活用して、鳥取県内の地域づくり団体を応援していただく制度です。

制度の詳細は
こちら！



[ギフ鳥 申込みの流れ]

Setp

01

寄附する団体を選ぶ

2次元コードから
団体を選べます。→



Q. そもそも、ふるさと納税って何？

A. ふるさと納税とは、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度です。
手続きをすると、寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除が受けられます。
(一定の上限はあります。)

Setp

02

寄附する

寄附は1/1～12/31の
期間で計算されます。

Setp

03

控除手続きをする

- ・確定申告が不要な給与所得者等である
- ・医療費控除等の控除を受けない
- ・年間の寄附先が5自治体以内

↓
該当しない

確定申告する

寄附した翌年の
2/16～3/15まで
に手続する必要
があります。

↓
該当する

ワンストップ 特例申請をする

ふるさと納税を行った自治体に
申請書を提出することで確定申
告が不要になる制度です。申請
書は、寄附した翌年の1/10まで
に提出する必要があります。

寄附の手続きは簡単**3**ステップ！
難しくありません。

詳しくは裏面をご覧ください。



寄附する団体を選ぶ

Q1. ギフ鳥でどんな団体に寄附できるの？

A1. 鳥取県内で活動する様々な団体に寄附できます。右の2次元コードからご確認ください。



Q2. インターネットが使えないとできないの？

A2. 「郵便局からの払込み」により寄附する方法もあります。詳しくは問合せ先までご相談ください。

寄附する

Q3. いくら寄附するのがいいの？

A3. 寄附額の上限はありませんが、税の控除上限額を超えた部分の寄附は控除の対象外となりますので、ご注意ください。控除上限額は、寄附する方の収入や家族構成などにより決まります。

控除上限額算出
シミュレーション



Q4. 寄附金額は自由に選べるの？

A4. 寄附していただく団体が最低申込額を1口5,000円又は10,000円と設定しています。

口数を増やして申し込みをいただくことで、ご希望の金額を寄附いただけます。

(金額は1口の倍数でのお申込みになります。)

例: 15,000円の寄附をご希望の場合…
5,000円 / 1口 × 3口 = 15,000円

Q5. 鳥取県民もふるさと納税で寄附できるの？

A5. 鳥取県民の方も鳥取県にふるさと納税で寄附できます。この事業は応援したい団体を選んで鳥取県へふるさと納税していただくことで団体への寄附金としてお金が届き、税金の控除が受けられるという、自分が納める税金の使い道を自分で選んでいただける制度です。

(「鳥取県内19市町村」にお住まいの方が「鳥取県」に対してふるさと納税することも可能です。)

Q6. お礼の品がもらえるの？

A6. 寄附していただく団体がお礼の品を用意している場合がありますが、国の制度に基づきお住いの住所により取り扱いが異なります。なお、団体からのお礼状や活動報告等は県内外問わずお送りします。

- 鳥取県内の市町村にお住まいの方(住民票が鳥取県内)
→ お礼の品は**お送りできません**。
- 鳥取県外にお住まいの方(住民票が鳥取県外)
→ お礼の品を**お送りします**。



控除手続きをする

Q8. ふるさと納税で控除を受けるためには何を必要があるの？

A8. 控除を受ける方法は、2通りあります。1つは、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う方法です。もう一つは、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ワンストップ特例制度」を利用する方法です。

(ワンストップ特例制度についてはQ12をご覧ください。)

Q9. ふるさと納税で控除を受けるためにはいつまでに手続きする必要があるの？

A9. 確定申告の場合は、寄附をした翌年の2/16～3/15までの間に手続きする必要があります。

(手続きの詳細は、お近くの税務署にお尋ねください。)

ワンストップ特例制度の場合は、寄附をした翌年の1/10までに鳥取県にワンストップ特例申請書をご提出ください。

(詳しくはQ14をご覧ください。)

Q10. 控除を受けるためにはマイナンバーカードが必要なの？

A10. 確定申告、ワンストップ特例申請、いずれの場合も手続には、「①本人確認書類」と「②マイナンバーを確認するための書類」が必要です。

マイナンバーカード	①本人確認書類	②マイナンバーを確認するための書類
ある場合	マイナンバーカード(表面)の写し	マイナンバーカード(裏面)の写し
ない場合	「運転免許証」「パスポート」等顔写真がついている身分証明書の写し1点 ※写真付身分証明書がない場合は「健康保険証」「年金手帳」等本人確認ができるものの写し2点	マイナンバー通知カードの写し 又は 住民票(マイナンバー付)の写し

Q11. ふるさと納税をしても控除が受けられない場合はあるの？

A11. 年収や家族構成等によって控除上限額が決まりますが、控除上限額が0円という場合もあります。例えば、「65歳以上で収入が150万円以下の公的年金のみ」の場合は控除上限額が0円となります。

(Q3.のシミュレーションも参考にしてください。)

Q12. ワンストップ特例制度って何？

A12. ふるさと納税を行った自治体に申請することで確定申告が不要になる制度です。寄附の申込の際に、ワンストップ特例制度の利用を希望し、送られてきた申請書を記入・本人確認書類を添えて返送することで手続きできます。なお、確定申告の場合は、寄附額が所得税と住民税から控除されますが、ワンストップ特例制度の場合は、全て住民税から控除されます。

Q14. ワンストップ特例制度を利用するにはどうすればいいの？

A14. ふるさと納税を申し込み際に、書面又は電子画面にてワンストップ特例制度の利用を選択してください。入金確認後、寄附金受領証明書とともにワンストップ特例申請書をお送りしますので、案内により申請書をご提出ください。

Q13. ワンストップ特例制度を利用するにはどういう条件があるの？

A13. 以下の条件に当てはまる場合、ワンストップ特例制度を利用できます。

①1/1～12/31の間に寄附をした自治体数が5自治体までである方(5件ではなく5自治体です!)

②寄附をした自治体のうち、全てにワンストップ特例の申請書を提出する方

③給与所得者でかつ高額医療費の支払いがなく、医療費控除などの申告が不要な方

個人で事業を行っている方や不動産収入がある方、不動産や有価証券・会員権などの売却益や譲渡益などがあつた方、2,000万円以上の給与収入があつた方、2カ所以上の会社から一定額の所得がある方はふるさと納税を行ってなくても確定申告が必要になりますので、ワンストップ特例制度は利用できません。さらに医療費控除や住宅ローン控除を受ける方も、同様に確定申告を行ってください。

なお、ギフ鳥で複数の団体に寄附をいただいても、寄附をした自治体数としては、鳥取県1自治体となります。

問合せ先

鳥取県地域づくり推進部

県民参画協働課 ボランティア社会推進室

TEL. 0857-26-7070

[E-mail] kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

持続可能な地域づくり団体支援寄附金（愛称：ギフ鳥）の募集について

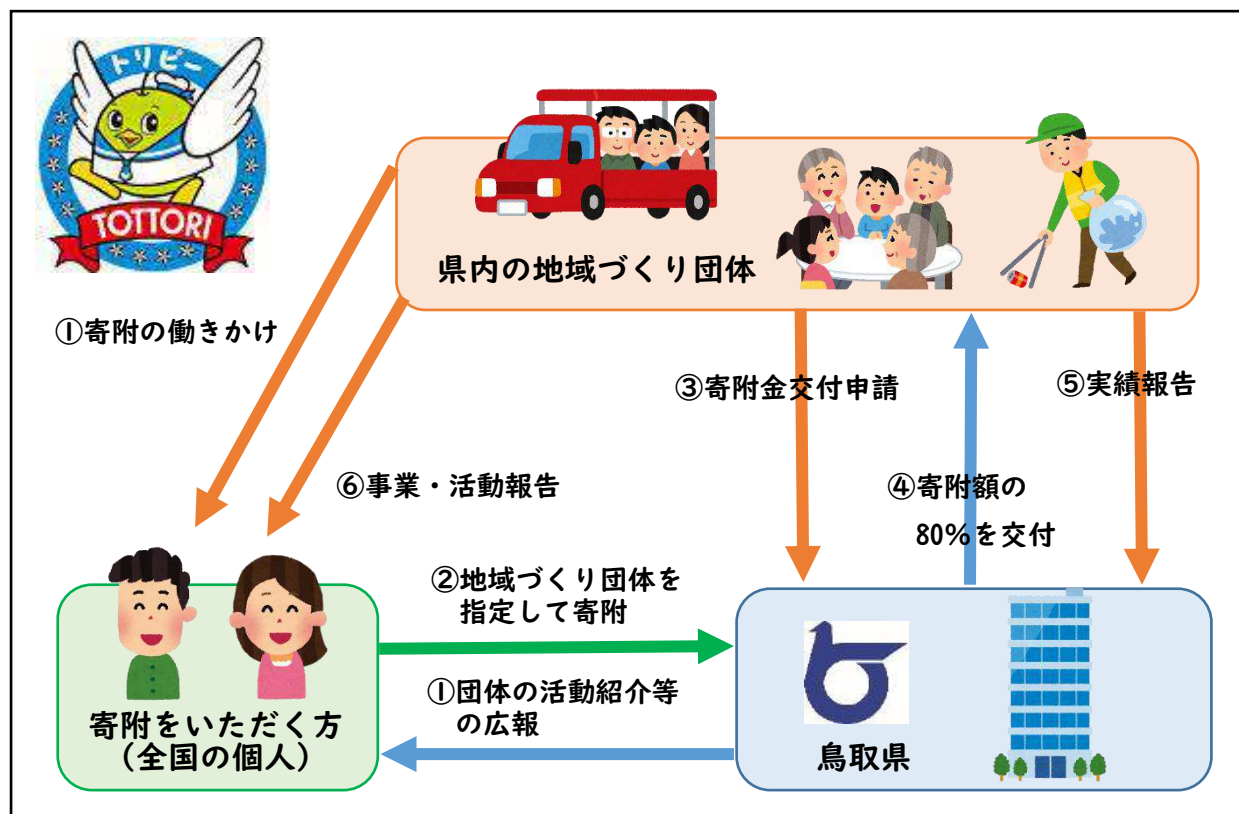
I 事業概要

鳥取県を将来にわたって持続可能で活力ある地域にしていくため、地域の様々な課題解決に向けて主体的に地域のことを考え、自ら地域づくり活動を行う特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）や市民団体等（以下「団体」という。）のみなさまの取組を支援することにより、それぞれの団体の活動継続や活動の更なる発展を促進することを目指し、ふるさと納税を活用した活動資金の調達を支援する仕組みづくりを行います。

◇持続可能な地域づくり団体支援寄附金を活用することで考えられるメリット

- ・ 団体の活動の社会的意義や成果をPRすることができる。
- ・ 寄附を通して社会的な評価を高めることができ、活動をブラッシュアップできる。
- ・ 団体の趣旨、活動への賛同者から支援を受けるため、継続的な支援が期待できる。
- ・ NPO法人等への直接の寄附よりも、ふるさと納税の方が税制面などで寄附者のメリットが大きく、寄附を集めやすい。
- ・ 県が寄附募集の仕組みを用意するため、団体で寄附の仕組みを構築することなく寄附募集ができる。
- ・ 寄附金受領証明書発行等の手続を県が行うため、寄附金に関する事務を省力化できる。

◇持続可能な地域づくり団体支援寄附金の仕組み



2 事業の実施方法

ふるさと納税サイトにおいて、寄附者が寄附申込をする際に、支援したい団体を指定した上で寄附をすると、県から指定された団体へ寄附額の80%を交付します。

なお、支援の対象となる団体は、事前に「寄附対象団体」として登録された団体に限ります。登録を希望する団体は、県へ団体登録申請書等を提出し、県の審査を受ける必要があります。

寄附募集の方法は、次の2つのタイプから1つを選択していただきます。

【タイプ1】協賛型ふるさと納税タイプ

お礼の品としてお礼状や事業報告書を登録し、寄附対象団体の活動等の紹介を通じて寄附募集を行うタイプです。

【タイプ2】ガバメントクラウドファンディングタイプ（以下「GCFタイプ」という。）

鳥取県内で生産された商品等をお礼の品として活用し、寄附対象団体の活動等を通じて寄附募集を行うタイプです。

なお、GCFタイプは、寄附目標金額として100万円以上を設定し目標金額を達成できるか審査を行い、実施の可否を決定します。

GCFタイプをご希望の場合は、ふるさと納税サイトが運営するGCF専用のサイトにページを作成するため、ページ作成に係る費用をご負担いただく場合があります。

区分	【タイプ1】 協賛型ふるさと納税タイプ	【タイプ2】 GCFタイプ
想定する団体※1	・地域に密着して活動する団体 ・活動・団体規模が小さい団体 ・既存の寄附基盤がない又は乏しい団体	・県全域や県外など広範囲で活動する団体 ・活動・団体規模が大きい団体 ・既存の寄附基盤が一定程度ある団体
対象となる事業	地域づくり団体が取り組む公益的で、県民の便益につながる特定非営利活動促進法に掲げる20分野又は社会貢献を行う事業	
対象となる団体	法別表に掲げる20分野の活動又は社会貢献活動を行う非営利団体	
寄附募集期間	50団体を想定 通年	10団体を想定 通年（団体の希望に応じて設定）
一団体あたりの 目標金額	設定金額なし	設定金額100万円以上 GCFはA l l - i n方式で実施※2
お礼の品の設定	お礼状等をお礼の品とする	鳥取県内で生産された商品等をお礼の品として活用可能※3

※1 あくまでも想定する団体であり、これに該当しなければ選択できないわけではありません。

※2 目標金額を達成せずに終了した場合でも、集まった支援金を受け取ることができる方式です。

ただし、集まった金額に関わらず、募集の際に掲げた活動内容を実施する必要があります。

※3 必ずお礼の品を活用しなければならないわけではありません。

3 応募（寄附対象団体登録）の要件

寄附対象団体は、寄附者が寄附を通じて団体を支援するという本制度の趣旨に鑑み、寄附金の活用に当たっては、寄附者等に説明責任を果たすように努めることが前提となります。

（１）、（２）の要件を申請日時点ですべて満たしていることが必要です。

（１）団体としての要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 県内に事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること。
- イ 法人格の有無に関わらず、定款、団体規約又はこれに準ずるものを備えていること。
- ウ 直近３年分以上の事業活動や決算・財務の情報を開示している又は開示を可能としていること。（団体の創設から３年を経過していない場合には創設の日以降）
- エ 法人格のない団体の場合は、１０名以上の構成員で組織し、代表者を定めていること。
- オ 団体設立時等に公的機関による出資等を受けていないこと。
- カ 法別表に掲げる活動その他社会貢献を行う非営利活動団体であること。
- キ ＮＰＯ法人の場合には、法で定めるところにより事業報告書を所轄庁に提出していること。
- ク 団体の役員等が暴力団、暴力団員等に該当しないこと。

（２）活動の要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 次に掲げるいずれかの活動を行っていること。
 - （ア）県の施策と整合する活動を行っていること。
 - （イ）県又は県内市町村との協働の実績を有すること。
- イ 県内で概ね１年以上の継続的な活動実績があること。
（法人格を有する団体の場合はこの限りではありません）
- ウ 県内に在住し、活動する者が１人以上いること。
- エ 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。
- オ 活動の目的が、宗教的、政治的なものでないこと。

（３）その他

協賛型ふるさと納税タイプ、ＧＣＦタイプいずれの場合も、寄附を受けた寄附対象団体はお礼状を作成し寄附者に送付してください。送付のタイミングは、寄附者がふるさと納税サイトを介して寄附対象団体を指定して寄附を行い、これを県が確認したときです。県が確認したときは、鳥取県ふるさと納税業務受託者から寄附対象団体に連絡します。なお、ＧＣＦタイプでお礼の品を活用する場合は、お礼の品にお礼状を同封しても構いません。

4 寄附金の使途の要件

寄附金の使途は以下に掲げる要件のいずれにも該当するものとし、寄附金を活用する本制度の趣旨及び寄附対象団体が行う活動の趣旨、目的、内容、関係法令等を考慮し判断します。

以下の要件のいずれにも該当していれば、人件費や家賃等団体運営のために必要な経常的な経費にも使うことができます。

- (1) 公益的な事業及びそれに伴う必要な経費であること。
- (2) 法第2条第1項別表に掲げる活動又はその他社会貢献を行う活動に必要な経費であること。
- (3) 県民の便益につながる事業に必要な経費であること。
- (4) 構成員のみを対象とする事業への経費でないこと。
- (5) 宗教的、政治的な活動のための経費でないこと。
- (6) 登録を受けた日以降に要した経費であること。

5 発信力向上研修会

寄附募集团体を対象に、ふるさと納税サイト運営会社や寄附募集経験団体等を講師として、寄附を集めるための広報などを学習や、寄附募集团体同士で意見交換を行う研修会を開催します。（年3回程度予定）アーカイブ配信もありますので、お問い合わせください。

6 応募書類の提出先・問合せ先

（団体登録申請書等提出先）

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町1-220

鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課ボランティア社会推進室

（問合せ先）

鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課ボランティア社会推進室

電話：0857-26-7070

メール：kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

とっとり暮らし ワーキングホリデー 支援補助金



県内外の若者等のとっとり暮らし体験を
支援する事業者を応援します！

募集取組

- ・ 県内外の若者等への以下の条件を満たしたプログラムの提供
 - ①県内地域に滞在し ②働きながら
 - ③地域住民との交流や学びの場を通じてとっとり暮らしを学ぶ

実施主体

- ・ 本県内の市町村、個人、団体、NPO、その他任意組織
※就労場所・滞在場所・地域住民との交流や学びの場を
一体的に提供し、滞在をサポートできること。

補助率/上限額

- ・ 補助率 : 10/10
- ・ 交付上限額 : 県外参加者 116,000円
県内参加者 33,000円

制度詳細

参加者の受入前に事業提案書の提出が必要です！

とっとりワーホリのホームページをご確認ください！



【申請・問い合わせ先】

鳥取県庁ふるさと人口政策課関係人口推進室（☎680-8570 鳥取市東町一丁目220番地）

電話：0857-26-7128 / 電子メール：jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

参加者側のメリット

- ・滞在先で働き、収入を得ることで長期間滞在できる。
- ・旅行では味わえない地域の実際の生活を体感できる。



受入側のメリット

- ・繁忙期の人手不足解消。 将来的な移住・就職の可能性も。
- ・外部人材と地域住民の交流による地域活性化のきっかけ作り。



→単なる労働力確保ではなく、**地域のファンを増やすチャンス**。

事業計画例

事業主体	〇〇農園
就労内容	自社梨農園での作業 (袋掛け・草刈り・収穫・販売・接客など) 時給900円 9:00~15:00 週休3日
受入期間	令和5年6月1日~9月30日のうち2週間程度
滞在場所	近隣ゲストハウス 3,000円/泊 ドミトリー、共用風呂、洗濯機あり
地域との交流 ・学びの場	〇〇集落の祭りに参加(準備・本番) 近隣住民と梨ジャム作り体験 同世代の地元住民との交流会
その他	宿泊費・来県旅費・県内移動費助成 作業着 現物支給 滞在中自転車貸与あり

経費ごとの補助上限額

	県外参加者	県内参加者	備考
滞在に要する経費	66,000円	18,000円	3,000円/泊
県内移動に要する経費	22,000円	7,000円	1,000円/日
参加者受入に要する経費	28,000円	8,000円	来県旅費含む
合計	116,000円	33,000円	

※飲食代、ガソリン代は対象外 詳しくは交付要綱をご確認ください。

令和5年度

鳥取県文化芸術活動支援補助金 対象事業募集

鳥取県内で活動する芸術家・文化芸術団体等の
↓↓こんな↓↓活動を支援します！

要件など
詳しくは
裏面へ！

■県内外で作品展示・舞台公演

⇒優れた文化芸術活動支援事業

■青少年の育成を図る活動

⇒次世代活動者育成支援事業

★R5年度から、上限額が15万円にアップ
入場料をとらない舞台公演も支援対象に

■活動をステップアップ

⇒文化芸術活動ステップアップ支援事業

■節目の年に行う周年事業

⇒周年支援事業

■本県ゆかりの先人を顕彰

⇒とっとり文化の先人顕彰事業

■本県ゆかりの映像作品の上映

⇒映像作品活用支援事業

募集期間、補助対象期間

区分	募集期間	補助対象となる事業期間
1次募集	令和5年 3月 3日（金）から 【審査会対象事業（注）】 4月 4日（火）まで 【その他の事業】 4月11日（火）まで	令和5年 4月21日（金）から 令和6年 3月31日（日）まで
2次募集	令和5年 8月 1日（火）から 8月31日（木）まで	令和5年10月 1日（日）から 令和6年 3月31日（日）まで

（注）審査会対象事業は、優れた文化芸術活動支援事業、文化芸術活動ステップアップ支援事業、とっとり文化の先人顕彰事業です。

※本事業の実施は、令和5年2月定例議会における予算の成立を条件とします。

※2次募集については、1次募集の採択状況により募集しない場合があります。その場合は、7月上旬頃に鳥取県文化政策課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>）にてお知らせします。

申請方法

交付申請書、実施計画書、収支予算書、及び申請者活動状況調べを作成し、申請事業の参考となる書類とあわせて提出してください。

※様式は鳥取県文化政策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>）からダウンロードできます。

結果通知

審査会対象事業については、選定委員会が審査を行い、その結果をもとに対象事業を決定します。1次募集に係る審査結果は、5月上旬ごろまでにお知らせします。

その他の事業は、補助要件を審査の上、対象事業を決定します。1次募集に係る審査結果は、4月下旬ごろまでにお知らせします。

詳しくはホームページへ↓

【申請・お問い合わせ先】

鳥取県地域づくり推進部文化政策課（〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地）

電話：0857-26-7133 ファクシミリ：0857-26-8108

電子メール：bunsei@pref.tottori.lg.jp

鳥取県文化政策課



■□■ 募集対象事業の概要 ■□■

事業区分	補助率及び上限額	補助対象となる取組の内容
①優れた文化芸術活動支援事業 【審査会有】	補助率：1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額：30万円 (本県の文化芸術活動の推進に顕著に寄与すると認められた場合は100万円)	県内に活動の本拠を置く芸術家等が県内外(国内に限る)で自ら創造し、実施する優れた作品展示・舞台公演等及びこれらに付随して行われるワークショップ等 (第〇回といった定例的な活動は対象外) (令和3、4年度に本事業の交付決定を受けて事業を実施した芸術家等は対象外)
②文化芸術活動ステップアップ支援事業 【審査会有】	補助率：1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額：10万円	鑑賞者を意識した活動へのステップアップを図ろうとする芸術家等が広く県民を対象に行う作品展示・舞台公演及びこれらに付随して行われるワークショップ等 (ステップアップのため新たな取組を開始してから通算5回目までの活動が対象)
③とっとり文化の先人顕彰事業 【審査会有】	〔顕彰事業立ち上げ支援事業〕 補助率：1/2 上限額：30万円 (複数人の顕彰を行う場合：50万円)	全国的に大きな業績を残すなど顕彰が行われるべき者でありながら地元ではあまり知られていない本県にゆかりのある文化芸術分野の先人(物故者に限る)について、その魅力や業績を発掘し、地域の文化資源として活用するためのシンポジウムや展示会等の開催、発行物等の作成、資料整理等 (当該活動の開始から通算3回目までの活動が対象)
	〔全国発信事業〕 補助率：1/2 上限額：50万円	全国的に大きな業績を残した本県ゆかりの文化芸術分野の先人(物故者に限る)について、その魅力や業績を広く発信するためのシンポジウムや展示会の開催等の事業のうち、特に全国的な情報発信が見込まれるもの
④次世代活動者育成支援事業	補助率：1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額：15万円 (ただし、一定規模以上の事業・県外で本県の魅力を全国発信できる事業は30万円)	文化芸術活動を行う青少年の育成を図るために、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が実施し、出品者・出演者が18歳以下の青少年である作品展示・舞台公演及びこれらに付随して行われるワークショップ等 (一定規模とは、会場の収容人数が1,000人以上かつ出演者中、青少年が30人以上)
⑤周年支援事業	補助率：1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額：10万円	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する定例化した作品展示・舞台公演及びこれらに付随して行われるワークショップ等に係る周年事業 (周年事業とは、第5回又は第10回といった節目の年に行われる比較的規模の大きな事業)
⑥映像作品活用支援事業	補助率：1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額：10万円	県内で実施する映画・アニメーション等映像作品(県内の事柄又は県内出身人物をテーマにしたもの、又は県内出身者が制作に関わった作品等、本県にゆかりのある映像作品)を上映する事業及びこれに関連して行われる講演会等 (当該活動の開始から通算3回目までの活動が対象)

※それぞれ、補助対象となるには一定の要件があります。詳細は、文化政策課ホームページにて、令和5年度鳥取県文化芸術活動支援補助金 募集要項、鳥取県文化芸術活動支援補助金交付要綱をご確認ください。

※申請団体が多数の場合は、申請内容を審査の上、予算の範囲内において減額して交付する場合があります。

鳥取県

文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業

県内の団体等が舞台公演、作品展示、講演会等を実施する際に行う、↓↓こんな↓↓環境整備を支援します。

◆手話・要約筆記の設置

対象経費：手話通訳者人件費

◆託児サービスの提供

対象経費：保育スタッフ人件費

◆点字訳資料の作成

対象経費：点字訳資料作成費

◆社会福祉施設等への出前公演

対象経費：会場設営費又は機材等輸送料など
※公立文化施設等での公演に併せて行うもの

◆送迎バスの運行

対象経費：貸切バス料金

◆社会福祉施設等での映画上映

対象経費：映画のリース料

◆介護スタッフの配置

対象経費：介護スタッフ人件費

◆バリアフリー映画の上映

対象経費：映画のリース料

環境整備に係る対象経費を全額助成！！

上限は10万円です。

(1団体または個人・当該年度における上限額)

要件など
詳しくは
裏面へ！

対象者

県内に活動の本拠地を置き、自ら企画・運営を行う団体または個人
※一定の要件があります。

対象となる活動

- ①コンサート、演劇公演、伝統芸能等の公演など
- ②作品展示
- ③文化芸術をテーマにした講演会、シンポジウムなど
※参加者を会員などに限定しないこと。
※環境整備を行うことをチラシ等で広く県民に周知するものであること。

申請方法

申請は予算の範囲内で随時受け付けています（令和6年1月末まで）。申請を希望される方は、事業実施の10日前までに、交付申請書、事業計画書、収支予算書を作成し、申請事業の参考となる書類とあわせて提出してください。

なお、初めて申請を検討される場合は、お早めにご相談ください。

※様式は鳥取県文化政策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shitashimiyasui/>）からダウンロードできます。

詳しくはホームページへ↓

【申請・お問い合わせ先】

鳥取県地域づくり推進部文化政策課（〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地）

電話：0857-26-7133 ファクシミリ：0857-26-8108

電子メール：bunsei@pref.tottori.lg.jp

鳥取県文化政策課



◆◆◆ 環境整備の内容と要件 ◆◆◆

区分	要件
手話・要約筆記の設置	ア 配置時間は、当該文化芸術イベントの開催時間（舞台公演の出演者、舞台関係者の場合は、本番のほか通し稽古1回を含む）及び打合せ等に要する時間（開始前1時間）を上限とする。 イ 人件費の積算にあたっては、手話・要約筆記を依頼する者から見積書を徴するなど適切な積算を行うこと。
点字訳資料の作成	資料作成費の積算にあたっては、資料作成を依頼する者から見積書を徴するなど適切な積算を行うこと。
送迎バスの運行	ア 送迎バスの運行とは、当該文化芸術イベントを実施する会場へ公共交通機関を利用しても出向くことが困難な者のために、送迎バスの運行、その他これに代わる手段を確保する等の環境整備をいう。 イ 当該環境整備が必要な理由がわかるもの（様式は問わない）を提出すること。 ウ 当該環境整備の利用者数を事前に把握し、適切な環境整備となるよう工夫すること。 エ 送迎バスの運行等、貸切車両を手配する場合は、見積書を徴するなど適切な積算を行うこと。 オ 自家用車等で当該環境整備を行う場合は、区間、距離など運行状況がわかるもの（様式は問わない。）を提出することとし、この場合の補助対象経費の算定は、1kmあたり25円（鳥取県職員の旅費等に関する条例に基づく）とする。
介助スタッフの配置	ア 介助対象者は、当該文化芸術イベントに参加するにあたって会場内での移動等に介助を必要とする者（以下、「介助サービス利用者」という。）とする。 イ 介助時間は、当該文化芸術イベントの開催時間及び入退場に要する時間（開始前1時間、終了後30分）を上限として、介助対象者が当該文化芸術イベントに参加するために必要な時間とする。 ウ 介助する者（以下、「介助スタッフ」という。）の人件費は、1時間あたり1,500円を上限とする。 エ 介助スタッフの配置割合は、介助サービス利用者1人につき介助スタッフ1人までとする。介助サービス利用者は事前に申し込むようチラシ等で周知するなど、適切な配置となるよう工夫すること。なお、事前申込みを受けた介助サービス利用者から当日キャンセルの申し出があった場合はできる限り介助スタッフ配置の調整をすることとするが、どうしても調整がつかなかった場合は補助対象を算定する際の介助サービス利用者数に含めてもよい。 オ 介助スタッフは、当該文化芸術イベントのその他運営従事者と重複しないこと。 ※1 謝金以外に支払う旅費などは対象外とする。 ※2 事前申込み人数に基づかず当日利用を見込み介助スタッフを多く配置した場合でも、実際の利用が上記介助スタッフの配置割合に満たなければ対象外とする。
託児サービスの提供	ア 託児対象者は、当該文化芸術イベントに参加（鑑賞者のほか、当該文化芸術イベントの出演者、舞台関係者を含む）する者（以下「託児利用者」という。）の子とする。 イ 託児時間は、当該文化芸術イベントの開催時間（舞台公演の出演者、舞台関係者の場合は、本番のほか通し稽古1回を含む）及び託児対象者の引き渡し時間（開始前1時間、終了後30分）を上限として、託児利用者が当該文化芸術イベントに参加するために必要な時間とする。 ウ 託児する者（以下「託児士」という。）の人件費は、1時間あたり1,500円を上限とする。 エ 託児士の配置割合は、託児対象者1人につき託児士1人までとする。託児利用者は事前に申し込むようチラシ等で周知するなど、適切な配置となるよう工夫すること。なお、事前申込みを受けた託児利用者から当日キャンセルの申し出があった場合はできる限り託児士配置の調整をすることとするが、どうしても調整がつかなかった場合は補助対象を算定する際の託児対象者数に含めてもよい。ただし、この場合の託児時間上限は当該文化芸術イベントの終了時間までとする。 オ 託児士は、当該文化芸術イベントのその他運営従事者と重複しないこと。 ※1 謝金以外に支払う旅費、託児室の借料、保育用の備品借料などは対象外とする。 ※2 事前申込み人数に基づかず当日利用を見込み託児士を多く配置した場合でも、実際の利用が上記託児士の配置割合に満たなければ対象外とする。 ※3 託児サービスを提供するにあたっては、関係法令を遵守すること。なお、イベント等に伴い臨時的に設置される託児施設は、認可外保育施設に該当し、届出が不要な場合であっても、認可外保育施設指導監督基準に沿って運営する必要がある。（参考：認可外保育施設に対する指導監督の実施について平成13年3月29日雇児発第177号 各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
バリアフリー映画の上映	配給会社等から見積書を徴するなど、適切な積算を行うこと。
社会福祉施設等での入所者等を対象とした映画上映	配給会社等から見積書を徴するなど、適切な積算を行うこと。
出前公演等	ア 公立文化施設等での公演に併せて行われることがわかるものを提出すること。 イ 積算にあたっては見積書を徴するなど、適切な積算を行うこと。